（心身の状況等の把握）

第九条　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、服薬状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（事故発生時の対応等）

第二十八条　（略）

2　（略）

3　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に係る安全管理のための体制を確保しなければならない。

（記録の整備）

第三十条　（略）

2　指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。当該記録については、正確かつ最新の内容を保つよう整備しなければならない。

一　訪問看護記録書

二　訪問看護指示書

三　訪問看護計画書

四　訪問看護報告書

五　市町村（特別区を含む。）及び都道府県（次号において「市町村等」という。）に対する情報提供書

六　市町村等との連絡調整に関する記録

（心身の状況等の把握）

第九条　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、指定訪問看護を受ける者（以下「利用者」という。）の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第二十八条　（略）

2　（略）

（新設）

（記録の整備）

第三十条　（略）

2　指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

法規的告示

○厚生労働省告示第六十七号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十五条の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）の一部を次の表のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年三月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（財産上の利益の収受による特定の事業者等への誘導の禁止） **第二条の五の二**　保険医療機関は、患者に対して、次に掲げる事業者及び施設（以下この条において「事業者等」という。）を利用するべき旨の指示等を行うことの対償として、当該事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 一　指定訪問看護事業者（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護の事業を行う者に限る。）及び同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護の事業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）	（新設）